



宮崎県公報

令和8年1月26日(月曜日) 第682号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

頁

公 告

○土地改良区の役員の退任の届出 (団体指導検査課) 1

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、押方土地改良区(高千穂町)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和8年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐久美夫	西臼杵郡高千穂町大字押方407番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、宮崎市北土地改良区(宮崎市)から令和7年12月19日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・1・1号花ヶ島西通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市神宮東3丁目及び南花ヶ島町の各一部

(2) 削除する部分

○土地改良区の定款変更の認可 (団体指導検査課) 1
○都市計画の変更の案の縦覧(3件) (都市計画課) 1

宮崎市神宮東3丁目及び南花ヶ島町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和8年1月26日から令和8年2月9日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和8年1月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・2・1号橋通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市神宮東3丁目の一部

(2) 削除する部分

宮崎市大字芳士中原、祝田及び谷口、花ヶ島町小無田、柳ノ丸、観音免、立毛、新地橋、屋形町、赤江町、立野及び南赤江町、下北方町野田及び観音免並びに南花ヶ島町の各全部
宮崎市神宮東3丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和8年1月26日から令和8年2月9日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当

該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 1 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・10号下北方通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市南花ヶ島町の一部

(2) 削除する部分

宮崎市南花ヶ島町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市計画課

(2) 期間

令和 8 年 1 月 26 日から令和 8 年 2 月 9 日まで